

より実施之令通以承提出之ナル報告著及是ニ伴フキ送金ハ三月二十
日迄ニ全部提出ナルコト

一月賦取費ニ對スル初回金及月賦金ノ最小限ハ左ノ通りトス

職業用

家庭用

初回 金四十圓也

金貳十圓也

月賦 金十圓也

金五圓也

一 返款手當ニ關シテハ會社ニ於テ所定考慮スルコト

一 月賦勘定ハ都合ニ依リ會社ニ於テ調査シ名義変更ヲ許可スルコトナレ

一 有給社員ノ待遇及昇進料ニ關シテハ同盟會ノ希望ヲ諒トス

一 前記ノ規定ハ少ナクモ六ヶ月間ハ変更セザルモ一ニテ將來変更スル

場合ニハ會社ハ社員ト候補ヲ計ルコト

一 今回ノ紛議ニ關シ同盟會ノ名ニ於テ新聞紙ニ相商ノ廣告ヲ

爲スニ決シテ會社ハ其ノ費用ヲ負担スルコトニ同意ス

一 金計算並ケニ平常ノ勤務ニ復帰スルコト

石谷項ハ大正十四年三月二十八日迄相互代表者間ニ於テ協定同
意シタルモノナリ

大正十四年三月二十八日

イーエフ、ウオーカ

芦川長次郎

干尾作太郎

小野程太郎

杉方欽次郎

大野金多

駒澤正義